

(6. 評議員報酬)

社会福祉法人十日町市社会福祉協議会評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十日町市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 評議員が次の各号に掲げる法人業務を行うときは、日額4,000円の報酬を支給する。

- (1) 評議員会の出席
- (2) 会長が要請した、会議、研修等の出席

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬及び費用弁償は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月14日から施行する。